

令和2年度一般会計補正予算(第13号)の概要

国の新型コロナウイルス感染症対策の追加に伴い、生活への影響が大きい低所得のひとり親世帯に対し、臨時特別給付金を年内に再支給し生活の安定を図るため、必要額を計上した。

補正予算額 34,820 千円

1. 補正予算の内訳

(単位:千円)

事業名	補正額	内 訳
新型コロナウイルス対策事業	34,820	ひとり親世帯臨時特別給付金事業
合 計	34,820	

2. 補正予算の財源

(単位:千円)

区 分	補正額	説 明
国庫支出金	34,820	母子家庭等対策総合支援事業国庫補助金
合 計	34,820	

3. 予算の規模

(単位:千円)

会 計 別	補正前 ①	補正額 ②	補正後 ③	伸び率(% ②/①)
一 般 会 計	46,060,907	34,820	46,095,727	0.1
特 別 会 計	17,173,931	—	17,173,931	—
企 業 会 計	9,129,179	—	9,129,179	—
合 計	72,364,017	34,820	72,398,837	0.0

ひとり親世帯臨時特別給付金事業 「基本給付」再支給

国のひとり親世帯臨時特別給付金 「基本給付」再支給（国10/10）

【児童扶養手当受給世帯等への支給】

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者
- ③直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

【児童扶養手当受給世帯等への給付】

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

給付金	①	29,850千円	(対象者数	4	4	4	人)
	②	2,530千円	(対象者数	4	1	人)	
	③	2,340千円	(対象者数	3	0	人)	
	計	34,720千円	(対象者数	5	1	5	人)

事務費 100千円（通信運搬費・振込手数料） 合計 34,820千円

- ・令和2年12月11日時点で、1回目の基本給付の支給を受けている又は申請している方は
申請不要で年内支給（12月23日予定）

支給時期

- ・12月12日以降申請の②③の方：随時速やかに支給

（受付期限：令和3年2月28日 ※窓口申請は平日のみ、郵便の場合は当日消印有効）